

## 財政健全化判断指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政状況の健全性を判断するための指標、並びに公営企業の経営状況を示す資金不足比率の算定と公表が義務付けられています。

この法律に基づいて算定した山田町の令和3年度決算の各比率は以下のとおりです。

### 1 財政健全化判断比率

(単位：%)

指標	山田町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.84	20.00
連結実質赤字比率	—	19.84	30.00
実質公債費比率	5.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないため「—」表示しています

※将来負担比率については、財政再生基準が設定されていないため「—」表示しています

### 2 資金不足比率

(単位：%)

	水道事業会計	漁業集落排水処理 事業特別会計	公共下水道 事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

※各会計とも資金不足額がないため「—」表示しています

#### 【用語解説】

- ◇実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合
- ◇連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合
- ◇実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金標準財政規模に対する割合
- ◇将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
- ◇資金不足比率・・・公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合